

○福島地方水道用水供給企業団職員の任用に関する規程

〔昭和60年11月1日
管理規程第6号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条から第22条までの規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任用）

第2条 前条の職員の任用については、福島市職員の任用の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行する。